

平成 29 年度 第 1 回国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 平成 29 年 8 月 23 日 (水) 19 時 00 分～21 時 00 分
2. 場 所 浜松市役所 北館 1 階 101 会議室
3. 議 題 (1) 平成 28 年度国民健康保険事業報告について
(2) 平成 29 年度国民健康保険事業状況について
(3) 浜松市国民健康保険データヘルス計画について
(4) 国民健康保険料収納率向上対策について
(5) 国民健康保険制度改革について
(6) 今後のスケジュールについて

出席者 藤澤 智実 鈴木 知代 宮本 慶子
川島 チェミ 大石 直裕 野口 泰之
藤田 欣宏 品川 彰彦

《開会》

《健康福祉部長あいさつ》

《会長あいさつ》

《議題》

藤澤会長：議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本日、野澤英子議員より欠席の連絡が入っておりますが、委員の過半数が出席しておりますので、浜松市国民健康保険運営協議会規則第 5 条の規定により会議は成立いたします。

始めに、会議及び会議録の公開につきまして、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。

本日の議題は、「平成 28 年度国民健康保険事業の報告及び平成 29 年度国民健康保険事業の状況について」が主な内容となっております。本日の会議につきまして、原則どおり公開することにしたいと思います。よろしいでしょうか。

《異議なし》

藤澤会長：それでは、本日の会議及び会議録については、公開することといたします。

なお、本日の議事録署名人は、被保険者の代表である大石直裕委員と、保険医の代表である野口泰之委員をお願いいたします。

それでは議題（1）「平成 28 年度国民健康保険事業報告」について、事務局から説明をお願いします。

《桔川グループ長より、資料に基づいて説明》

藤澤会長：ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

大石委員：収納率が平成 24 年度から段々上がっているわけですが、これはどのような要因で上がっているのですか。

長谷川課長：収納率につきましては、リーマンショック後、86%まで落ちまして、平成 22～24 年度を計画期間とする第 1 期アクションプランを策定しました。
現在は、平成 28～30 年度を期間とする第 3 期アクションプランに基づき収納率向上等に取り組んでいますが、その成果と捉えていただければと思います。

大石委員：具体的にやったことを教えてください。

長谷川課長：納付資力があるにもかかわらず納付しない場合に滞納処分を行うなど、収納率向上等の目標達成に向けて取り組んでいます。

大石委員：そういったことを強化したのか、それまでやっていなかったことをやるようになったということですか。

長谷川課長：やっていなかったわけではありません。
アクションプランに目標を定めて、取り組みを進めていくようにしたということです。

大石委員：収納率の 90.43%ですが、残りの約 10%はどうなるんですか。

長谷川課長：来年度の予算としてアクションプラン目標値にある収納率から、90%が保険料として収入されることを想定して保険料率等を設定します。

大石委員：要するに保険料率にはねかえるということによろしいですか。

内藤部長：徴収できない分は滞納になりますので、被保険者の方の平等感を確保するためにも滞納削減に取り組んでいます。

藤澤会長：資料に出ている所得というのは課税所得だけでしょうか。年金受給額とかも所得に入っているということですか。

長谷川課長：入っています。

藤澤会長：基金について、平成 26 年度が 14.6 億円、平成 27 年度と 28 年度が 9.6 億円、平成 29 年度が 4.8 億円と基金自体の残高が無くなっていますが、それほど問題にならないということですか。

桔川 G 長：基金の保有額自体に法的な縛りというものはありません。政令市の中では基金保有額 0 円という都市も多くあります。

藤澤会長：ある意味ちょうど 0 円になれば理想ということですか。

桔川 G 長：突発的な要因等で財源が必要なときに基金があれば使えるので、ある方が運営面では安心できます。

内藤部長：平成 29 年度見込みで基金残高が減っているのは、今年度の保険料率の上昇抑制のために使っています。本来ですと、当該年度の見込みを立てた時に収支を合わせるように保険料率を設定するわけですが、その上昇幅を抑制するために使っています。

少なくとも過剰な残高を持つということは前年度決算の収入・支出が見合っていないということになりますので、残高が多ければいいというものではありません。

藤澤会長：よろしければ議題（2）「平成 29 年度国民健康保険事業状況」について説明をお願いします。

〈桔川グループ長より資料に基づいて説明〉

藤澤会長：ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたらおねがいします。

大石委員：「一般会計繰入金（法定外）」について、備考欄に「収納率等に連動した繰入基準に基づくもの」とあるんですがこれはどういうことですか。

長谷川課長：収納率が 90% としますと、10% が収入されないわけですが、そこについて半分を一般会計から繰り入れましょうという形で、浜松市一般会計から国保特別会計に繰り入れています。収納率に応じて繰入れを行っていますので、収納率が上がれば繰入れが減るという形でやっています。

大石委員：収納率を基にして決めているというわけですね。

長谷川課長：そうです。

大石委員：個人的には、保険料が高いという感覚はどうしてもぬぐえないわけです。

それに対して収納率だけで繰入金を上げたり下げたりしていると保険料が下がるといふこととは関係なくなってしまうと思います。

収納率が 90% だった場合に、残りの 10% を集めるにはどうしたらよいかというところもありますが、収納率が上がっても繰入金を減らすなら保険料は下がらないということですよ。

内藤部長：保険料率をどう定めるかというときに、まずは保険給付費を見込むわけですが、被保険者数が減少している一方で、一人当たりの保険給付費は増えています。一人当たりの保険給付費が減ることになれば保険料が下がる要因になるかもしれませんが、単に収納率が 90% とか 100% とかということだけではなく、国保財政運営をしていくうえで、適正な保険料率を定めているものでございます。

大石委員：それは当然のことだと思いますが、低所得の方が多く、昨年度もかなりの保険料になっているわけで、負担が大変になっているのをどのように解消していくかというところが重要だと思います。どのように低所得の方の保険料率を下げていくか、一般会計の繰入金等を増やしていただければ下がるのではないかと考えて質問しました。

藤田委員：低所得の「0～100万円」のところの小中学生等も含まれるというお話でしたが、44.8% の内のどれくらいになりますか。

桔川G長：資料 2 ページの表では、「0～100万円」の区分で平成 28 年度は 44.8% で 8 万人ほどですが、その上の表③の「0～19歳」の区分が 10.3% で 1 万 8 千人ほどです。0～19歳の方が全員仕事をしていないかというところではないかもしれませんが、大多数が未就業の方だと考えれば 1 万 8 千人程度が 8 万人の中に含まれていると思われま。

藤澤会長：それでは次の議題（3）「浜松市国民健康保険データヘルス計画」についてお願いします。

《竹村グループ長による説明》

藤澤会長：ただいまの説明に関しまして、ご意見ご質問等ございますか

鈴木委員：特定保健指導の実施率向上のための対策が計画書の 27 ページに出ていますが、現在の対応と状況について具体的に教えてください。

竹村G長：具体的には、利用券交付時に個人の健診結果等も記載したものを送って、どういうリスクがあるのかということをつかりやすく記載しています。また、電話による利用勧奨も実施していきまして、平成 28 年度も実施しているのですが、なかなか電話が繋がらないという現状もありまして、ぐっと受診率が伸びるような効果は今のところ得ておりません。

また、特定保健指導自体を知らない方が多くて、平成 20 年度からすでに制度としてはあるんですが、健診の方は分かっても保健指導というのが何なのかということで疑問に思った方から問合せが入ってくる現状もありますので、イベント等で啓発する等取り組んでいるところです。

鈴木委員：特定保健指導の方はデータも分かっている、自覚症状が無いと難しいとは思いますが、ここで抑えられると重症化の方も抑止できるのではないかと思うのでご尽力いただければと思います。

藤澤会長：それでは議題（4）「国民健康保険料収納率向上対策」について、説明をお願いします。

《森川グループ長による説明》

藤澤会長：ただいまのご説明に関して、ご意見ご質問はありますか。

収納率が向上したといっても徴収できていないものが一定割合あるわけですが、滞納に至る要因、そういったものにどういう点が重要であると認識しておられるのか。滞納の原因をどう認識・把握しているのですか。

森川G長：滞納になる要因については、複数の要因が絡まってくると思いますが、貯蓄が少なくなっている場合も当然あると思いますし、国保料のほかに税金等の支払いもあります。個人の借入れもある場合もあり、そういったものが重なって滞納が発生していると思います。

藤澤会長：そういう滞納に対する対策というのが、「払え」と追及することでしかないので

すか。例えば、負債があつて滞納している方に対して納付を警告するという
ことではなんの役にも立たない。ここであげられている対策の中に、もちろ
ん収納の対策ですべてを解決する問題ではないということは重々わかりませ
が、納付の指導・相談というのはどの程度のことまでなされているのか、当
該部署ではないなら他へつなぐとかなさっていますか。

森川G長：区役所でも納付相談に応じていますが、当初の通知書が届いた段
階、もしくは督促が届いた段階で電話もありますし、直接窓口にも見え
る方もいらっしゃいます。そういったときに、本来は納期限までに納めて
いただくというのが原則ですけれども、それができない方につきましては
月々分割で払っていくというような相談を受けて対応しています。

藤澤会長：つまり過酷な徴収にならないよう配慮なさっているという回
答ですけれども、例えばこの統計でも、100万円以下の収入しかない世帯
もかなりあるという中で、分納とかそういった部分で配慮なさっても根
本的な解決にならないと思うんですよ。例えば生活保護なら生活保護
の部署といった、他部署へはどうつなげておられますか。

森川G長：お客様の方からそういった件のお話があればそちらの方へご
案内することもありますし、生活保護が決定しましたらこちらにも通知
が来ます。

藤澤会長：関係各課の連携による収納対策ですけど、やはり徴収する
ほうだけの連携をしているように見えるんですけど、ご本人の生活課題
があつて滞納されているという形であれば、適切な他部署に関する情
報提供とかをなさらないと解決にならないと思います。今回は収納さ
せることができたけど半年後にはやっぱり滞納するということになる。
他の部署への連携を行うとか生活に困窮しているならこういう方法が
あるといった部分について、適切な情報提供など少しでもやること
ができるのではないですか。

森川G長：そのようなお話があれば関係課にご案内していますけれども、
手紙を送ってもお返事がなければ当人のご事情が分からず把握できな
い部分も多いです。ご連絡をいただいてその方の状況を聞いて、必要
があれば他部署に案内しますし、お話を聞いてそれぞれご事情ありま
すので、いろいろ対応を考える中で様子を見るといったケースもあり
ます。

長谷川課長：関連してですが、資料「国保だより」2ページに「保険料
の軽減措置」がありまして、前年中の所得によって、7，5，2割減額
できます。確定申告をして

いれば所得が分かって、対象ならば軽減していますが、申告していない人に関しましては、簡易な申告ということで国保料のためだけの申告をしていただければ軽減の対象になる場合がありますので、そういった案内も差し上げています。

藤澤会長：それでは議題（5）「国民健康保険制度改革」についてご説明をお願いします。

〈座馬補佐から説明〉

藤澤会長：ただいまの説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか

宮本委員：国保だよりも、平成 29 年度は 9.6 億円の収支不足が見込まれるということで、不足分は原則として保険料でいただくことになるが、それだとあまりにも保険料が上がってしまうので、半分を基金で補てんして、残りを保険料率の改定で賄うと出ていました。

料率を上げたので、平成 29 年度の保険料収入がかなり上がるのではないかとと思うのですが、前年度と比べて少なくなっているのはどういうことでしょうか。

内藤部長：資料 8 ページの歳入⑨基金繰入金に、平成 29 年度当初予算 4.8 億円という数字がありますが、平成 28 年度当初予算では 0 円でした。

平成 29 年度は保険料の上昇抑制を図るために、収支不足が見込まれる金額の 2 分の 1 相当分を基金から繰入れしたのですが、これは保険料ではなく、基金を取り崩すことによって収入を確保しているものでございます。

保険料収入が前年以下になっているということですが、国民健康保険の被保険者数は毎年減っています。そういったなかで、まずは歳出に計上されている保険給付費を賄うためにどのくらいの保険料率が必要かというところがありまして、上昇するのであれば、基金を活用して保険料の上昇をできるだけ抑えようというものが平成 29 年度当初予算でございます。

大石委員：広域化になるということは少しは楽になるのかなという考えがあったわけですが、いろいろ調べたり聞いたりしてみるとそうではなくて国の方針に基づいて県も対処していくらしいのですが、市町村の意見は尊重していくということですので、県に対して保険料が高すぎるということを保険者としての意見というものを言ってもらって、できるだけ保険料が上がらないような策などを入れ込んだ話をしてもらいたいと思います。

藤澤会長：それでは（6）今後のスケジュールにつきまして説明をお願いします。

《座馬補佐から説明》

藤澤会長：ただいまの説明に関しましてご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

大石委員：10月の国民健康保険運営協議会委員研修会ですが、どのようなものですか？

桔川G長：静岡県国民健康保険連合会主催の研修で静岡市での開催です。

藤澤会長：その他よろしいですか。

それでは以上をもちまして、本日の国民健康保険運営協議会の議題はすべて終了いたしました。議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。これにて第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

《閉会》

議事録署名人

被保険者代表

保険医代表